

別紙 審査基準

項目	評価の着眼点	配点
1.提案業者の業務への理解・過去実績	【事業への理解】 県の考える事業の目的を理解し、本県オリジナル品種の特性や県産農産物の販売促進等に関する十分な知識を有しているか。	5
	【過去の実績等】 農産物の栄養成分表示や機能性成分等について十分な知識があるか。農産物の流通及び販売促進活動等について十分な知識があるか。また、十分な実績のある企業と連携できる体制にあるか。	10
2 提案内容の的確性	【ブランディング方針の策定】 県の提示するオリジナル品種(もち絹香、とちあいか)の特長を捉えた方針になっているか。また、ターゲティングやプロモーション手法について、十分に検討なされているか。	10
	【ユニークセリングポイントを活用した情報資材の作成及び情報発信】 県の提示するオリジナル品種(もち絹香、とちあいか)の特長をPRできる内容となっているか。また、各品種の特長の情報発信において、消費者の興味を喚起できる内容となっているか。さらに、食品表示法等の法令に反しない内容とすることができる体制にあるか。	20
	【ユニークセリングポイント活用によるテストマーケティングの実施】 首都圏において店舗等を活用した販売促進活動を実施できる体制にあるか。もしくは流通業者等と連携し、実施できる体制にあるか。 また、ブランディング方針の策定について、県の提示するプロモーションの方向性を反映し、かつ強化できる十分な知識があるか。	20
	【商品及びプロモーション手法の評価】 購入者もしくは利用者、バイヤー等の評価を基に、ユニークセリングポイント及びブランディング方針の評価分析を行うことができる設計であるか。 また、十分な評価を得られる調査方式であるか。	15
3 運営手法の確実性	【リスク対応】 テストマーケティング時のクレーム対応や法令遵守、知的財産権に係る事項等、管理体制は十分と考えられるか。	5
	【事業体制】 事業実施にあたり人員が十分確保され、関係者等との十分な調整や信頼性のある情報の発信等により適正に事業活動を行うことができるか。	10
4 積算の妥当性	【経費の妥当性】 事業内容に対し、適切な経費が計上されているか。	5
合計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)

・評価項目ごとに、整数で絶対評価を行う。

・配点が20点、15点及び5点の項目は、10～1の評価基準の数にそれぞれ2.0、1.5又は0.5を乗じた数を得点とする。